

焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

焼津市健康福祉部介護保険課

1 趣旨

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と焼津市の高齢者福祉の増進を図ることを目的として、焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第11期ほほえみプラン21」という。）の策定に向けた支援業務を委託するに当たり、当該業務の実施に最適な者を選定するための手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名：焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務
- (2) 業 務 内 容：焼津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間：契約締結の日から令和9年3月31日まで（2か年度）
- (4) 提案上限額：10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（令和7年度4,000,000円 令和8年度6,000,000円）
- (5) 事業の所管課
焼津市 健康福祉部 介護保険課 保険給付担当
〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 市役所本庁舎2階
TEL：054-626-1159 FAX：054-626-2187
電子メールアドレス：kaigo@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルへ参加するための必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 金融機関の取引停止処分がなされていない者
- (7) 解散又は廃業した法人でない者
- (8) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく資格停止を受けていない者
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者
- (10) 焼津市が課する税について滞納をしていない者
- (11) 次のいずれかに該当しない者

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」とい

う。) 第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。) であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(12) 第8期及び第9期の介護保険事業計画の策定実績(他市での実績を含む。) があること(関連会社の実績は除く。)

(13) 1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は構成事業者全てが上記(1)～(12)を満たさなければならない。

なお、市は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(市との関係においては再委託に該当)により業務を行うものとし、その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 提案要領等のスケジュール

項目	時期
(1) 実施要領の公表	令和7年5月23日(金)
(2) 質問書の受付期間	令和7年5月23日(金) から5月30日(金) 午後5時必着
(3) 質問書の回答	令和7年6月3日(火) まで
(4) 参加表明書の提出期限	令和7年5月30日(金) 午後5時必着
(5) 参加資格決定通知書の送付	令和7年6月3日(火) まで
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年6月23日(月) 午後5時必着
(7) 選定委員会(プレゼンテーション)	令和7年6月26日(木)
(8) 審査結果の通知	令和7年7月上旬
(9) 契約締結	令和7年7月上旬

※都合によりスケジュールは変更となる場合がある。変更となる場合は参加事業者に連絡する。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

(1) 閲覧期間：令和7年5月23日(金)～5月30日(金)

※土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

(2) 閲覧場所：2-(5)に同じ。焼津市ホームページからも閲覧やダウンロードが可能。

6 質問書の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金） 午後 5 時必着
- (2) 提出書類：質問書（様式第 6 号）
- (3) 提出先：2-(5)の電子メールアドレス
- (4) 提出方法：電子メール

7 参加表明に当たっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾
参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 使用言語等
提案に関して使用する言語は日本語とする。
- (4) 提出書類の取扱い
提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容にかかわらず返却しない。
- (5) 情報公開
提出された書類は、焼津市情報公開条例（平成18年焼津市条例第 2 号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

8 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金） 午後 5 時（必着）
- (2) 提出場所：2-(5)に同じ。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
- (4) 提出書類：次の書類を提出すること。
 - ア 参加表明書（様式第 1 号）
 - イ 会社概要（様式第 2 号）及び会社パンフレット、
 - ウ 同種業務の受託実績（様式第 3 号）
 - エ 商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より 3 か月以内のもの。）
 - オ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書。終了している直近 3 か年分）
 - カ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その 3 又はその 3 の 3。）
 - キ 印鑑証明書（代表者印の印鑑証明書。発行日より 3 か月以内のもの。）

※なお、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる。

9 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を精査し、令和 7 年 6 月 3 日（火）までに参加資格決定通知書（様式第 4 号）を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（土日祝日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日以内に書面により回答する。
なお、期限後の質問は受け付けない。

10 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第 7 号）を、令和 7 年 6 月 3 日（火）までに、「2-(5)」に提出すること。
なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

【以降、参加資格を有する提案者の手続き】

11 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 提案費用の負担
提案に関する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 使用言語等
企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位によることとする。
- (3) 提出書類の取扱い
提出書類については変更できないものとし、採用、不採用にかかわらず返却しない。
- (4) 提供資料の取扱い
市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 情報公開
提出された書類は、焼津市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) その他
 - ア 本要領等に定めるもののほか、提案に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
 - イ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として、参加者が提示するものであることに留意すること。
なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示するなど、混同する可能性を排除すること。

12 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

9－(1)により参加資格決定通知を受けた者は、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年6月23日（月） 午後5時（必着）
- (2) 提出場所：2－(5)に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

13 書類等の提出について

	提出書類	説明
①	企画提案書かがみ	様式第5号を使用すること。
②	企画提案書	任意様式 「14 企画提案書」の要領に従い作成すること。
③	類似業務実績概要	任意様式 第8期及び第9期の介護保険事業計画の策定実績を記載
④	業務実施体制及び 業務従事者経歴	任意様式
⑤	見積書及び見積内 訳書	任意様式 2か年分の合計額、各年度の具体的な積算内訳を記載

- (1) 表紙に①企画提案書（様式第5号）を使い、②から⑤を一緒に紙製ファイルに綴じること。
- (2) 企画提案書は代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を10部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

14 企画提案書

- (1) 企画提案書はA4縦（両面印刷：長辺綴じ）、20ページ以内（様式第5号はページ数に含まない。）でまとめ、各ページ下部にページ番号を記載すること。
- (2) 企画提案書の記述内容は、本市担当職員及び担当以外の職員が、提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。
- (3) 企画提案書の内容・記載を要する事項
 - ア 業務の視点について
 - (ア) 第10期ほほえみプラン21（「第10期焼津市高齢者保健福祉計画・第9期焼津市介護保険事業計画」をいう。）における課題
 - (イ) 改定の方向性（基本的視点）
 - (ウ) 国、県などの動向に関する考察
 - イ 業務の実施方法について
 - (ア) 改定に向けた調査内容（調査のポイント）
 - (イ) 調査分析のための工夫
 - (ウ) 第11期ほほえみプラン策定に向けた論点・課題の整理及び抽出方法
 - ウ 業務フロー及び作業スケジュール（全体及び各計画）

エ 提案者の業務手法及び優位性

15 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

- ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- カ その評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書等を提出することはできない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない。

(5) その他

参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

16 見積書作成に当たっての注意事項

(1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。

(2) 通貨単位は円とする。

(3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

17 優先交渉権者の選定

(1) 本業務の受託者選考に当たっては、焼津市職員等で組織する選定委員会が、企画提案内容及び提案価格を公平かつ客観的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(2) 評価については、選定委員会委員が、別表「評価基準」により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。

(3) 各委員の評価点合計が最も高い提案者が2者以上あるときは、評価基準中項目の「第11期ほほえみプラン21策定に向けての支援」の点数が最も高い者を優先交渉権者とし、この合計値の最も高い者が2者以上ある場合は選定委員会で審議の上、優先交渉権者を決定する。

(4) 評価点合計満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象か

ら除外する。

(5) 提案者が1 者の場合、その提案の評価が最低基準点以上となった場合は優先交渉権者として選定する。

(6) 選定結果については、次のとおり電子メールにより通知する。

ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。

イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。

18 契約に関する条件

(1) 契約の交渉と契約

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(2) 費用の支払

年度ごと、仕様書に記載の業務完了を確認した後に支払事務を行う。

19 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 本業務の受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 契約条件不適合

市は、参加申込者の手続及び提出書類が、契約内容又は条件に適合しない、又はその恐れがあると判断した場合には、委員会で審査を行い、その内容が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(5) 費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とする。